

交企発第295号  
交指発第270号  
昭和48年8月20日

高速道路交通警察隊長  
広域機動警察(方面)隊長 殿  
各 警 察 署 長

岐阜県警察本部長

制限外積載許可申請書「制限をこえる大きさ又は重量」と「制限をこえる積載方法」の欄の記載要領について

みだしのことについては、許可申請書式の一部変更以来、その記載要領について定めたものがなく、各警察署(隊)においては独自の記載がなされていたが、この度警察庁から別添写のような通達もあり、今後これに基づき記載の斉一を図ることとしたので、取扱い又は指導上誤のないようにされたい。

別添

警察庁丁規発第50号  
昭和48年8月2日

各管区警察局交通担当部長  
警視庁交通部長 殿  
各都道府県警察本部長  
各方面本部長

警察庁交通局交通規制課長

制限外積載許可申請書の「制限をこえる大きさ又は重量」と「制限をこえる積載方法」の欄の記載要領について

みだしのことについては、各都道府県警察まちまちな記載がなされているので、この記載要領の適正と斉一を図るため、このたび次のように定めたので、これに基づき記載するようにされたい。

記

1 「制限をこえる大きさ又は重量」欄

(1) 長さ

積載の全長(投影法の測定)(L)から自動車の長さにその10分の1を加えたもの(1)を減じた長さ(1)を記載すること。

例えば、長さ10メートルの自動車に、長さ13メートルの積載物(単数、複数の積載物を問わない。)を積載する場合には、

$L - 1 = 1$  の公式から

$13 - (10 + 10 \times 1 / 10) = 2$  となり2メートルと記載する(別図(1)参照)。

(理由)

制限外許可は、積載物の大きさ、重量又は積載の方法が道路交通法施行令第22条に定める制限をこえる場合に、積載物全体について許可するものであるが、道路交通法施行規則第8条第2項に定める様式第四には「制限をこえる大きさ又は重量」という文言を使用しているので積載物の長さ(L)から自動車の長さに10分の1を加えたもの(1)を減じた長さ(1)を記載することが妥当である。

(2) 幅、高さについても、前記(1)の長さに準じた記載をすること。

2 「制限をこえる積載方法」欄

(1) 前後

自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さの範囲をこえた長さをそれぞれ記載すること。

前記1(1)の例によれば、後1メートルである。

(理由)

道路交通法施行令第22条第3号と第4号との関係であるが、第3号は積載物の長さ、幅および高さの制限規定であり、第4号は積載物の積載方法の制限規定である。

第3号の長さ、幅または高さの制限をこえない場合であっても、第4号の積載方法の制限をこえれば許可が必要であり、逆に第4号の積載方法の制限をこえない場合であっても、第3号の長さの制限をこえれば許可が必要である。

したがって、積載物が自動車の長さの10分の1の範囲をこえれば、長さについての許可が必要であり、さらに自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の範囲をこえれば積載方法の許可が必要である。

前記1(1)の例では、前後1メートルまでの範囲は、積載方法の制限内であり、さらにその範囲をこえて後に1メートルはみ出すことが「制限をこえる積載方法」ということになる。

【別図省略】